

「多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画（素案）」に関する
パブリックコメント実施要項

1 件名

「多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画（素案）」のパブリックコメント（市民意見）の募集

2 目的

本パブリックコメントは、「多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画」を策定するにあたり、以下の2点を目的として実施します。

- (1) 広くその内容を公表し市民の意見を募ることで市民参画の機会を保障すること。
- (2) 市民から提出された意見等を考慮し計画を決定すること。

3 事業内容

屋外スポーツ施設について、個別施設の今後の方向性や維持管理の方針を定めた「多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画（素案）」の策定作業を進めています。パブリックコメント等を踏まえた修正作業を行い、令和3年度内の計画策定を予定しています。

4 資料内容及び公表方法等

(1) 閲覧資料

- ・「多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画（素案）」

(2) 閲覧場所

・市役所4階 スポーツ振興課	・市内各図書館（全7施設）
・市役所1階 受付ロビー	・多摩センター駅出張所
・市役所第二庁舎1階 行政資料室	・聖蹟桜ヶ丘駅出張所
・多摩市立総合体育館	・永山・関戸公民館
・多摩市立武道館	・多摩市公式ホームページを利用した閲覧
・アクアブルー多摩	

5 対象者

市内にお住まいの方、市内で働いている方、市内の学校に通われている方、市内で事業を営まれている方及び活動されている団体等が対象です。

6 意見募集期間

令和3年9月21日（火）から令和3年10月21日（木）まで

7 意見の提出方法及び提出先

- (1) 直接持参（代理人によるものを含みます）：スポーツ振興課
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ（受信確認のため送信後に要連絡）
- (4) 公式ホームページに期間中設置する応募専用フォーム
- (5) 意見回収箱（受付ロビー、行政資料室、総合体育館、武道館、アクアブルー多摩、市内各図書館、市内各出張所、永山・関戸公民館の回収箱に投函）

8 意見の提出の際の必須記入事項

- (1) タイトル「多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画（素案）への意見」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 意見

※（1）～（4）の項目のいずれかが記入されていない場合、パブリックコメントとして取り扱いできない場合があります。

9 意見の取扱い及び応答方法

- (1) 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- (2) 記入漏れ、電話・口頭での意見はパブリックコメントとして取り扱いしません
- (3) 意見は、住所・氏名などを除き、公開する場合があります。

10 担当

スポーツ振興課 電話042-338-6954（直通）